

副本

平成25年(ワ)第137号 表現の自由及び参政権侵害事件

原告 岩崎 信

被告 延岡 市

第2準備書面

平成26年6月4日

宮崎地方裁判所延岡支部民事合議係 御中

上記被告訴訟代理人弁護士

殿 所 哲



同上 代理人弁護士

山 下 秀 樹



同上 代理人弁護士

笹 田 雄 介

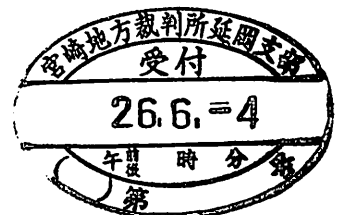


第1 平成26年5月1日付弁論書(以下「弁論書」という。)に対する認否・反論
被告第1準備書面で述べているので、必要な範囲で反論する。

(1) 国家賠償法上の違法性について

平成25年6月6日の異議申立てに対して、11月5日に棄却決定をした
事実は認める。

これは、原告は、不法行為3及び4に係る主張と思われるが、第1準備書
面第2の5(3)で述べるとおり、延岡市情報公開条例(以下「条例」とい
う。)において、異議申立てがあった場合には、情報公開審査会に諮問するこ
とになっているところ、不法行為3及び4に係る答申(乙8・乙9)によれ



ば、情報公開審査会は、いずれの申立てについても、同年6月26日に実施機関である市長からの諮問書及び理由書を受領し、7月8日、同月26日及び9月4日にわたって審議を行い、同月25日に答申を行ったものである。

実施機関は、答申を受けた後、再度検討を行ったうえで、同年11月5日に棄却決定を行ったものである。

したがって、情報公開審査会の審議や実施機関は答申を受けて再検討等を行っていたのであるから、何らの違法はない。

韓国の情報公開法については、不知。

その余は争う。

(2) 弁論書1頁の不法行為1-3について

原告が、平成26年2月27日で開示請求を行い、同年3月10日付で不開示決定を行った事実は認め、その余は争う。

これは、開示請求の対象となる行政文書を保有しないために行った不開示決定であるが、全ての議案についての各議員の賛否の情報を記録する義務はないことは、第1準備書面第2の2(2)で述べたとおりである。

原告が行う「行政処分の違法と国家賠償法上の違法は異なるものではない」との国家賠償法上の違法性の解釈については、争う。

(3) 弁論書3頁の不法行為2-3について

争う。

作業部会の記録は、第1準備書面第2の2(2)で述べたとおり、作成しておらず文書として存在しない。

作業部会の記録は、組織的に保有する義務はないため、文書を保有していないものである。地方自治法115条及び123条に関する被告の主張は、裁判例に沿ったものである。

その余は、争う。

原告の国家賠償法上の違法性の解釈は、原告の一意見である。

(4) 弁論書4頁の不法行為2-4について

争う。

情報公開審査会は、条例20条の規定により設置された附属機関であり、条例17条により、異議申立てがあった場合には、原則として情報公開審査会に諮問することとなっている。審査会への諮問については、条例に従った手続を行ったものである。

実施機関の判断につき、情報公開審査会に諮問し、審査会も支持したため、実施機関は当初の判断を維持したのである。

(5) 弁論書5頁の不法行為3-3について

区長は、市政連絡員であり公務員であること、区長連協が延岡市の統制下にあるということは、否認する。

その余は、否認又は争う。

原告は、区長及び区長連絡協議会（以下「区長連協」という。）が被告の組織である旨を主張し、区長連協の総会議案書の不開示決定が違法であると主張している。

しかし、区とは、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて住民自らの意思で自主的に形成された団体であり、その団体の長が区長である。

区の活動は、それぞれの区によって異なると考えられるが、およそ区長は、区内の住民のために、主に地区内のコミュニティの形成、防犯・防災活動、地域の環境保全活動等区の事業に関する区内のとりまとめを行う役割を担っているものである。

また、区長連協については、延岡市内の区長をもって組織する団体であって、区長連絡協議会会則（甲74・18頁）に基づいて、団体としての組織を備え、区長連協の議事が多数決で決定され、また役員の報酬等区長連協に関する主要な点が確立している独立した団体であり、被告とは別の団体である。

なお、この区長連協は、月に1度会議を開いており、その会議に本市の職員が出席することがあるが、これは、延岡市からの広報活動を行うため、地域コミュニティの活性化を推進する業務を所管する延岡市企画部経営政策課市民協働係の係長などが第三者として会議に出席しているものである。

他方、市政連絡員は、延岡市市政連絡員設置規則（乙30）に定められている被告延岡市の非常勤特別職であり、市は、市政広報の配付に関する事、市政事務の周知、伝達及び掲示に関する事、世帯数の調査に関する事、各種調査・報告のとりまとめに関する事等の市政の連絡に関する事務を各区の住民から推薦された市政連絡員に委嘱している。

この市政連絡員については、区が存在する地区については区長が推薦され、委嘱を受けるケースが多いが、それ以外にも区長以外の者が住民から推薦されている区があり、また、区が存在しない地区や大規模なマンションについては、地域住民やマンションの住民から推薦を受けた者が市政連絡員となっている。

以上のとおり、市政連絡員は市の非常勤特別職であるが、区長は、市の職員ではなく、それら区長で組織する区長連協についても、被告とは別の団体であって、原告の主張は誤りである。

(6) 弁論書6頁の不法行為3-2~4（新たに追加されたもの）について

弁論書6頁で新たに追加された不法行為3-2~4については、被告は平成26年6月4日付訴えの変更不許の決定を求める申立書において、訴えの

変更不許の決定を求めているが、仮に被告の主張が認められない場合に備え、簡単に認否しておく。

同記載の事実を否認し、主張は争う。

(7) 弁論書9頁の不法行為3-4について

6月5日付異議申立書については、不知。

(8) 弁論書9頁の不法行為4-3について

争う。

事実は、第1準備書面第2の5(2)で述べるとおりである。

(9) 弁論書10頁の不法行為4-4について

平成25年6月5日の異議申立ては、不知。

その余は、争う。

(10) 弁論書11頁の不法行為5-3について

乙25に証拠能力がないとの主張、私的独占の禁止及び公正確保に関する法律に違反するとの主張及びその余については、争う。

ホームページ自動更新システムは、訴外株式会社宮崎県ソフトウェアセンターの製品であり、その操作手順書は、製造業者固有の技術に関する情報が記載されており、公にすることで製造業者の権利、利益を害するおそれがあると判断し、条例第5条第2号アに該当するものとして、不開示決定を行ったものである。

乙25に関しては、原告からの訴えを受け、訴外株式会社宮崎県ソフトウェアセンターに対して事実の確認をしたものである。

(11) 弁論書11頁の不法行為6-3について

争う。原告の一意見である。

(12) 弁論書12頁の不法行為6-4について

争う。

(13) 弁論書12頁の不法行為7-3について

争う。

財務会計マニュアルに記録されている情報は、訴外株式会社日本電気株式会社の著作物であり(乙27の1~4)、これを不開示とした決定は、同社と締結した契約(乙26「契約の条項」23条3項)に基づいたものである。

また、操作マニュアルは製品を購入した者を対象に操作のために見ることが予定されたものであり、第三者に自由に閲覧させるものではない。

(14) 弁論書12頁の不法行為8-3について

争う。

被告は、条例に基づいて、法人の情報に関しては条例5条2号により、また、法人の代表者、役員等の個人の情報に関しては同条1号により不開示情報該当性の判断を行っている(乙31)。

原告の主張は、根拠を欠くものである。

(15) 弁論書13頁の不法行為9-3について

争う。

延岡市が株主であるとしても株式会社宮崎県ソフトウェアセンターは被告と別の法人であり第三者に該当する。また、当該第三者からの意見書は提出されている。

被告は、原告から開示請求があった行政文書である訴外株式会社宮崎県ソフトウェアセンターの株主総会資料に同社の情報が記録されていたことから、その情報の開示決定のため、条例13条1項の規定に基づいて、第三者からの意見聴取の手続を行った（乙32）。

その際、訴外株式会社宮崎県ソフトウェアセンターからの回答及び被告の開示決定等の検討等を行うため、期間延長の決定を行っている（乙33）。

これらは、いずれも条例の規定を根拠とする正当な手続であって、被告は、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしたうえで開示等決定期限の延長手続及び決定を行っており、国家賠償法上の違法性はない。

（16）弁論書13頁の不法行為10-3について

争う。原告の一意見である。

（17）弁論書14頁の不法行為11-3について

事業計画書が2枚であること認め、その余は、争う。

事業計画書は、甲73の形式で作成されるが、その内容には、確定しない翌年度以降の計画内容等の情報が記録されることがあり、これまで本市は、その内容を公にしていなかった。

原告からの開示請求を受け、確定しない翌年度以降の計画内容等の情報を含むことになる事業計画書を公にすることについての是非の判断を行う必要があったため、条例10条2項に基づく開示決定の延長手続を行ったうえで

（乙34）、通常の情報開示決定における合議者以外の者（企画部長、総務部長、企画課長、財政課長、経営政策課長）から特別に合議を受け、開示決定を行ったものである（乙34）。

（18）弁論書14頁の不法行為12-6について

争う。

(19) 弁論書15頁の不法行為13-3について

争う。

(20) 弁論書15頁の不法行為14-3について

争う。

本件開示請求に係る文書は、日本赤十字社宮崎県支部延岡市地区が保有する文書であり、本件開示請求に係る文書が被告庁舎内に存在するのは、日本赤十字社宮崎県支部延岡市地区が被告庁舎内のフロアの一部に所在するからに過ぎない。日本赤十字社は、被告延岡市とは別の法人であり、別法人の文書が物理的に市庁舎内に存在するとしても、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとは言えない。

よって、本市の実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有していない文書は、条例に規定する行政文書にはあたらない。

また、訴外日本赤十字社の保有する文書については、「日本赤十字社の保有する情報の公開に関する実施要綱」に基づいて開示を行うとされており、その際に訴外日本赤十字社が文書に記録されている内容について、不開示情報該当性の判断を行ったうえで開示を行うものである。

被告は、原告に対し、その説明を行っている。

(21) 弁論書16頁の不法行為15（議案書の不開示）3について

争う。

議案書が情報公開センターで閲覧できるとの教示に義務はない。その余については、原告の一意見である。

(22) 弁論書17頁の不法行為16-1について

争う。

条例第4条において、開示請求は書面を提出してしなければならないと規定されている。

(23) 弁論書17頁の不法行為16-3について

争う。

情報公開事務の手引は、条例の施行のために、その手続を決めたものであって、この内容は、情報公開の事務を実施するために被告に認められる裁量により定められたものである。

(24) 弁論書17頁の不法行為16-4について

争う。

被告は、開示請求は書面を提出してしなければならないと規定している条例及び規則等に基づいた手続を求めたものである。

(25) 弁論書18頁の不法行為17-1・2について

不知。

(26) 弁論書19頁の不法行為17-3について

争う。原告の一意見である。

(27) 弁論書19頁の不法行為17-4について

争う。原告の一意見である。被告は、条例及び規則等に基づいた手続を求めたものである。

(28) 弁論書19頁の不法行為17-5について

争う。原告の一意見である。

(29) 弁論書20頁の不法行為17-6について

陳情書の上にあった請願書と書かれた紙は、破棄されたという事実は否認する。紙については、破棄しておらず、被告において適切に保管を行っている(乙24の1~5)。

その余は争う。原告の一意見である。

(30) 弁論書20頁の不法行為17-7について

争う。原告の一意見である。

(31) 弁論書20頁の不法行為17-3~5(新たに追加されたもの)について

弁論書20頁で新たに追加された不法行為17-3~5については、被告は平成26年6月4日付訴えの変更不許の決定を求める申立書において、訴えの変更不許の決定を求めているが、仮に被告の主張が認められない場合に備え、簡単に認否しておく。

同記載の主張は争う。損害の各金額については不知又は争う。

(32) 弁論書21頁の不法行為18-2について

否認。

原告が提出した「意見公募手続条例案説明書」については、総務財政委員会で配布され、陳情第17号の陳情書の内容とともに審査されている(乙15・乙18)。

なお、被告が第11回市議会に行った陳情第15号から第17号まで(乙

35・乙36・乙29)は、総務財政委員会からの審査報告(乙22)がされたのち、本会議において不採択とされているものである(乙21)。

(33) 弁論書21頁の不法行為18-2(新たに追加されたもの)について

弁論書21頁で新たに追加された不法行為18-2については、被告は平成26年6月4日付訴えの変更不許の決定を求める申立書において、訴えの変更不許の決定を求めているが、仮に被告の主張が認められない場合に備え、簡単に認否しておく。

同記載の事実を否認し、主張を争う。

(34) 弁論書21頁の不法行為19-1について

延岡市議会会議規則に「みなし不採択」の規定がないことは認め、その余は争う。

陳情第13号(乙37)及び第14号(乙38)については、平成25年3月6日の議会運営委員会において、内容が議会基本条例に関するものであるため、議会基本条例制定特別委員会に付託され(乙16)、いずれも同月8日の議会基本条例制定特別委員会で不採択すべきものと決定された(乙17)。

その後、同月18日の議会基本条例制定特別委員会で本会議において配付する審査報告書(乙23)の内容を決定し(乙19)、同月21日の議会運営委員会において、本会議での処理の方法として、議案第121号延岡市議会基本条例の制定が可決された場合には、あらためて会議にはかかることなく不採択されたものとみなす「みなし不採択」の処理を行うこととしたものである(乙20)。

これは、議会運営委員会が地方自治法109条1項で地方公共団体に置かれ、同条3項1号によって、「議会の運営に関する事項」に関する調査を行い、議案、請願等を審査することとされているところ、同月21日の議会運営委

員会で審査を行い、これらの陳情の処理の方法として、この「みなし不採択」によることを決めたものである。

(35) 弁論書22頁の不法行為20-5について
不知。

(36) 弁論書22頁の不法行為20-6について
争う。原告の一意見である。

(37) 弁論書22頁の不法行為20-7・8について
争う。

被告は、平成26年3月8日の議会基本条例制定特別委員会において、原告が提出したパブリックコメントに対する市議会の考え方を検討し、それについて示している(乙17、訴状22頁)。

(38) 弁論書23頁の不法行為20-9について
延岡市議会基本条例の条文については認めるが、その解釈については、争う。原告の一意見である。

(39) 弁論書23頁の不法行為21-1について
争う。

原告の主張は、原告の一意見である。

請願や陳情は、議案を提出する権限を有するものが地方公共団体の議会に提出する議案ではない。

(40) 弁論書24頁の不法行為21-3について

争う。請願書ではない文書に「請願書」と記載されていると事務取扱上の混乱が生じるため、陳情書であれば「陳情書」であることが明確になるように、請願書とは区別できる記載での提出を助言したに過ぎない。但し、被告は、原告の書面自体は受領している。

(4 1) 弁論書 2 4 頁の不法行為 2 1 - 4 について

原告が抱いた感情については、不知。

(4 2) 弁論書 2 4 頁の不法行為 2 1 - 6 について

被告のホームページに関する説明については認め、その余は争う。

被告においては、請願、陳情のいずれも、委員会で審査した後に、本会議で採択か不採択かを決定し、その結論を請願（陳情）者へ通知するとともに、採択されたものについては、関係機関に送付し、処理を要請しており、陳情も請願と同様に取り扱うこととしているが、請願と陳情は、地方自治法上法的意義や議員の署名等の形式が異なるため、陳情であればそれが明確となるように被告は助言したのである。

(4 3) その余の主張について

その余の主張については、被告第 1 準備書面の記載及び被告のこれまでの主張に反するものについては、否認又は争う。

以 上

副本

平成25年(ワ)第137号 表現の自由及び参政権侵害事件

原告 岩崎 信

被告 延岡 市

証拠説明書 (3)

平成26年6月4日

宮崎地方裁判所延岡支部民事合議係 御中

上記被告訴訟代理人弁護士

殿 所 哲



同上 代理人弁護士

山 下 秀 樹



同上 代理人弁護士

笹 田 雄 介



号証	標 目	原本・写 しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
乙30	延岡市市政連絡員設置規則	写し	昭和60年 4月1日	延岡市	延岡市市政連絡員が市の組織であること及びその事務内容
乙31	行政文書部分開示決定通知書の案	原本	平成25年 10月2日	延岡市	原告に対し、訴外宮崎県ソフトウェアセンターの株主総会資料について、条例に基づいて行政文書の部分開示決定を行った際の通知書の原案
乙32	情報公開に関する第三者への意見照会及び開示決定等の期間延長について	原本	平成25年 9月13日	延岡市	被告が訴外宮崎県ソフトウェアセンターに対し、意見聴取を行っていること及びその回答内容並びに開示決定を行うために期間延長をしたこと



乙33	情報公開条例に基づく開示請求に係る開示決定等について	原本	平成25年4月10日	延岡市	被告が、関係課と協議が必要なものについては、条例に基づいて、延長の決定を行ったこと
乙34	情報公開条例に基づく開示請求に係る開示決定等について	原本	平成25年4月24日	延岡市	事業計画書の開示にあたって、特別に各課にまたがる合議を受けて開示決定を行ったこと
乙35	陳情第15号	原本	平成25年3月	(表紙) 延岡市議会 (陳情書) 原告	原告の陳情書(陳情第15号)
乙36	陳情第16号	原本	平成25年3月	(表紙) 延岡市議会 (陳情書) 原告	原告の陳情書(陳情第16号)
乙37	陳情第13号	原本	平成25年3月	(表紙) 延岡市議会 (陳情書) 原告	原告の陳情書(陳情第13号)
乙38	陳情第14号	原本	平成25年3月	(表紙) 延岡市議会 (陳情書) 原告	原告の陳情書(陳情第14号)

以上

副本

平成25年(ワ)第137号 表現の自由及び参政権侵害事件

原告 岩崎 信

被告 延岡 市

訴えの変更不許の決定を求める申立書

平成26年6月4日

宮崎地方裁判所延岡支部民事合議係 御中

上記被告訴訟代理人弁護士	殿	所	哲
同上	代理人弁護士	山	下 秀
同上	代理人弁護士	笹	田 雄



第1 申立の趣旨

1 原告が平成26年5月1日付弁論書に基づきなした訴えの変更は許さないとの決定を求める。

第2 申立の理由

平成26年5月1日付弁論書により新たに追加された事項において、原告が平成26年5月1日付弁論書6頁から7頁で主張する不法行為3-2~4、同書20頁で主張する不法行為17-3~5、同書21頁で主張する不法行為18-2については、訴えの追加的変更の趣旨と思われるが、これらの主張は頭書事件とは請求の基礎を同一としない事実であって、訴えの変更の要件を充たさない(民事訴訟法143条1項)。

よって、上記の事実を不法行為として原告が主張する部分については、訴えの変更は許されないとの決定を求める。

以上



事件番号 平成25年(ワ)第137号

表現の自由及び参政権侵害事件

原告 岩崎 信

被告 延岡市

送 付 書 兼 受 領 書

平成26年6月4日

原告 岩崎 信 様

〒882-8585

宮崎県延岡市東本小路121
宮崎地方裁判所延岡支部民事合議係

裁判所書記官 廣 中

電話0982-32-3324

FAX 0982-33-8206



頭書の事件について、下記の文書を送付します。受領後は、下記受領欄を記入し
押印した上本書面をご返信ください。

記

第2準備書面副本

証拠説明書(3)副本(平成26年6月4日付)

訴えの変更不許の決定を求める申立書副本(平成26年6月4日付)

乙第30号証~第38号証写し

上記文書を受領しました。

平成 年 月 日 氏名

印

事件番号

平成25年(ワ)第137号

〒889-0102
宮崎県延岡市北川町長井4940

岩崎 信 様

